

## 9月の市税ぐよみ

- 20日(火) 国民健康保険税第2期分、市県民税第2期分の督促状の発送
- 30日(金) 国民健康保険税第3期分、固定資産税第3期分の納期限
- ※督促状1通につき100円の督促料をいただきます。
- ※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

## 退職金の確保は国の中退共制度をご活用ください

中退共（中小企業退職金共済）制度は、国がサポートする中小企業のための退職金制度で、その掛金は全額非課税となります。

国と市では、掛金の一部を助成する制度を設けていますので、詳しくはお問い合わせください。

### ■問合せ

○(独)中小企業退職金共済事業本部  
 TEL03-34436-0151

○市庁舎本館商工労政課  
 中小企業係  
 TEL0897-52-1220

TEL0897-52-1220



愛媛県は、石鎚国定公園の自然環境の保全と適正利用促進のため「石鎚山クリーンアップキャンペーン」を実施します。

### 9月17日(土)は「携帯トイレデー」

※荒天の場合23日(金)に順延

登山者への携帯トイレの普及促進のため、成就と土小屋登山口付近で無料配布する携帯トイレの使用にご協力ください。

時間 10時～13時

閉鎖するトイレ 山頂、三の鎖横のトイレ

携帯トイレ仮設ブース 山頂、二の鎖横、登山道途中

問合せ 愛媛県自然保護課 TEL089-912-2365

## ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度

国民年金の被保険者期間は20歳から60歳までの40年間です。60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（25年）を満たしていない方や、納付済期間が40年に満たないため老齢基礎年金を満額受給できない方は、60歳以降でも申し出により任意加入して、原則口座振替により保険料を納めることができます。

### ■任意加入できる方

○日本国内に住所を有する60以上65歳未満の方で、老齢

基礎年金を受けていない方

○海外に在住する日本国籍の方で20歳以上65歳未満の方

○昭和40年4月1日以前に生まれた方で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない70歳未満の方

### ■問合せ

○新居浜年金事務所  
 国民年金課

TEL0897-35-11368

○市庁舎本館市民生活課  
 年金係

TEL0897-52-13883

○各総合支所市民福祉課  
 市民保険係（東予）  
 市民福祉係（丹原・小松）

## 9月9日(金)は救急の日

## 9月4日(日)～10日(土)は救急医療週間

平成22年11月の1カ月間に、西条市内救急告示病院で受診した全救急患者のうち、78.8%の方が軽症の患者でした。

安易な救急車の呼び出しで、重症患者の搬送に困るケースも増加しています。

医療機関や救急車の適切な利用を心がけましょう。

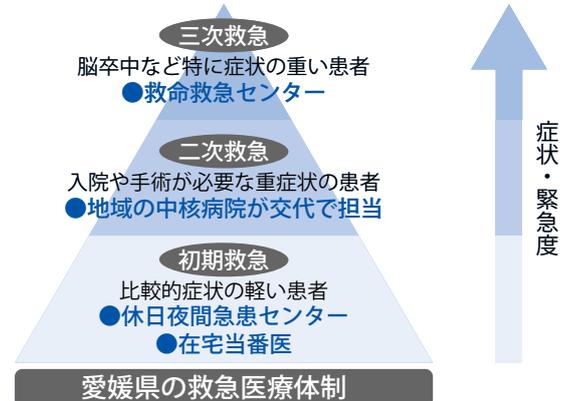
### 普段からの3つの心がけ

- ①日頃から『かかりつけ医』を持つ。
- ②健康診断や検診で、病気の予防や早期発見に努める。
- ③家庭で薬を常備する。

### 受診にあたっての3つの心がけ

- ①なるべく通常の診療時間内に受診する。
- ②救急車で搬送されても、軽症の場合は通常の受付順となる場合があることに留意する。
- ③休日や夜間で比較的軽微な症状の場合は当番病医院を利用する。

### 症状に応じた救急医療機関の役割分担



### 休日や夜間の当番病医院の確認

- 広報さいじょうの当番病医院
- えひめ救急医療ネット <http://www.qq.pref.ehime.jp/>
- 消防署の音声案内サービス TEL0897-58-2200

### お子さんの急な病気やけが

- 小児救急医療電話相談 TEL#8000

総合福祉センター内 地域医療課 TEL0897-52-1395